



# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(第131号)

配信日 平成29年9月18日

**架空請求ハガキが届いても  
相手に連絡しないでください!**

<全国にこのような架空請求ハガキが届いています>

### 少額消費料金未納に関する 訴訟最終告知のお知らせ 最終督促通知書

### 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

あなたの利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から「民事訴訟」として訴状が提出され、「**裁判取り下げ最終期日**」を経て訴訟を開始します。「**管理番号 (〇) 〇〇〇**」ご連絡無き場合、執行官立ち合いの元、強制的に財産の「**差し押さえ**」をいたします。裁判所執行官による「**執行証書の交付**」を承諾して頂きますようお願いいたします。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問い合わせください。書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、「**ご本人様からご連絡いただきますよう**」お願い申し上げます。

※裁判取り下げ最終期日 平成〇〇年〇月〇日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター  
東京都〇〇区〇丁目〇番〇号  
お問い合わせ窓口 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

●「訴訟」「裁判」「差し押さえ」などの言葉で脅してきます。

●公的機関を名乗るものが届いても、身に覚えの無い請求であれば、内容を鵜呑みにせず、**絶対に連絡しないでください。**

●本当に訴訟を起こされた場合は、「**特別送達**」という封書が届きます。**ハガキやメールが届くことはありません。**

●「電子マネー（ギフトカードやプリペイドカード）」を購入させ、カードに書いてある番号を聞き出す手口が多いです。支払方法で「**コンビニでギフトカードを買って。**」は詐欺です。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

**長崎市消費者センター**（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間]火曜日～日曜日、**祝日** 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)